

(案)

添加物評価書

ひまわりレシチン

2013年4月

食品安全委員会添加物専門調査会

目次

	頁
<審議の経緯>	2
<食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿>	2
要 約	4
I . 評価対象品目の概要	5
1. 用途	5
2. 名称	5
3. 主成分及び成分組成	5
4. 分子式、分子量	7
5. 性状等	7
6. 同種の添加物について	8
7. 評価要請の経緯	8
8. 添加物指定の概要	10
II . 一日摂取量の推計等	10
1. 我が国における摂取量	10
2. 海外における使用量	10
III . 安全性に係る知見の概要	11
1. 体内動態	11
2. 毒性	<u>1413</u>
(1) 遺伝毒性	13
(2) 反復投与毒性	14
(3) ヒトにおける知見	15
IV . 國際機関等における評価	15
1. JECFA における評価	15
2. 米国における評価	15
V . 食品健康影響評価	15
別添 食品添加物が食品内又は消化管内で分解して食品常在成分となることを確認する場合の検討事項（平成 8 年厚生省ガイドライン 表 2 より）	16
<別紙 1 : 略称>	17
<参照>	18

1	<審議の経緯>	
2	2012年 4月 2日	厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安0330第3号）、関係書類の接受
3		
4		
5	2012年 4月 5日	第426回食品安全委員会（要請事項説明）
6	2012年 6月 26日	第107回添加物専門調査会
7	<u>2012年 7月 17日</u>	<u>補足資料の提出依頼</u>
8	<u>2012年 12月 25日</u>	<u>補足資料の接受</u>
9	<u>2013年 4月 25日</u>	<u>第117回添加物専門調査会</u>

10

<食品安全委員会委員名簿>

(2012年6月30日まで)

小泉 直子（委員長）
 熊谷 進（委員長代理）
 長尾 拓
 野村 一正
 畑江 敬子
 廣瀬 雅雄
 村田 容常

(2012年 7月 1日から)

熊谷 進（委員長）
佐藤 洋（委員長代理）
山添 康（委員長代理）
三森 国敏（委員長代理）
石井 克枝
上安平 洋子
村田 容常

11

<食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿>

(2012年 6月 30日まで)

今井田 克己（座長）
 梅村 隆志（座長代理）
 石塚 真由美
 伊藤 清美
 江馬 真
 久保田 紀久枝
 塚本 徹哉
 頭金 正博
 中江 大
 三森 国敏
 森田 明美
 山添 康
 山田 雅巳

(2012年 9月 30日まで)

今井田 克己（座長）
梅村 隆志（座長代理）
石塚 真由美
伊藤 清美
江馬 真
久保田 紀久枝
塚本 徹哉
頭金 正博
中江 大
森田 明美
山田 雅巳

(2012年10月1日から)

今井田 克己（座長）

梅村 隆志（座長代理）

石井 邦雄

石塚 真由美

伊藤 清美

江馬 真

久保田 紀久枝

高橋 智

塚本 徹哉

頭金 正博

中江 大

森田 明美

山田 雅巳

1
2
3 **要 約**
4
5 乳化剤として使用される添加物「ひまわりレシチン」(CAS 登録番号 : 8002-43-5)
6 について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。
7 評価に用いた供した試験成績は、ひまわりレシチンを被験物質とした遺伝毒性—
8 及び反復投与毒性に関するものである。
9
10

1 I. 評価対象品目の概要

2 1. 用途

3 乳化剤（参照1、2）【委員会資料、本体】

5 2. 名称

6 和名：ひまわりレシチン

7 英名：Sunflower lecithin

8 CAS登録番号：8002-43-5（参照1、2）【委員会資料、本体】

10 3. 主成分及び成分組成

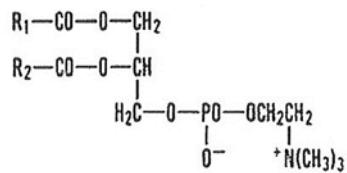
11 (1) 主成分

12 今般、厚生労働省に本品目の添加物としての指定及びそれに関連した規格
13 基準の設定を要請した者（以下「指定等要請者」という。）によれば、添加
14 物「ひまわりレシチン」は、油糧種子（ひまわり種子）から得られたレシチ
15 ンであるとされている。（参照2）【本体】

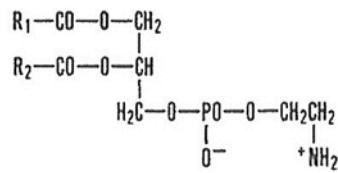
16 Scholfield（1981）及びCabezasら（2009）の報告によれば、レシチンの
17 主成分は図1に示す4種類のリン脂質で、その他の成分としてトリグリセリ
18 ド、遊離脂肪酸、多糖類等により構成されるとされている。（参照3、4）
19 【文献15、16】

21 「レシチン その基礎と応用」（1991）Nieuwenhuyzen & Tomás（2008）
22 の報告によれば、レシチンの主成分の一つであるリン脂質の非極性部（脂肪
23 酸など）の分子構造は均一ではなく、炭素数が12～24の偶数の脂肪酸が多く、二重結合の数は0～4までと様々であるとされている。パルミチン酸、
24 ステアリン酸、オレイン酸、リノール酸、リノレン酸等があるとされている。
25 （参照5、6）【文献4～14】

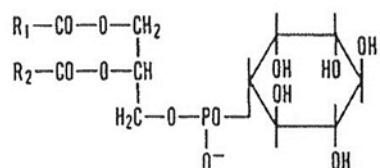
図1 レシチンに含まれる主なリン脂質(参照3)



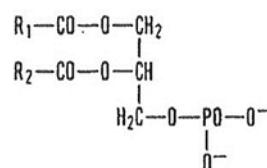
Phosphatidylcholine (PC)



Phosphatidylethanolamine (PE)



Phosphatidylinositol (PI)



Phosphatidic Acid (PA)

¹R1、R2 = C₁₅~C₁₇

(2) 主成分以外の成分

指定等要請者によれば、ひまわりレシチンの栄養成分分析が行われており、その結果、ひまわりレシチンには、脂質が94%、炭水化物が5.5%、水分が0.5%含まれていたとされている。(参照7) 【補足資料本体】

Nieuwenhuyzen & Tomás (2008) の報告によれば、ひまわりレシチンにはリン脂質が47%、その他の成分(脂肪酸等)が53%含まれるとされている。(参照8) 【4】

指定等要請者委託試験報告(2010)によれば、ひまわりレシチンには37%のアセトン可溶物²を含むとされている。また、指定等要請者によれば、これらのうち1%が遊離脂肪酸、36%が中性脂肪であることが認められたとされている。(参照2、9) 【本体、17】

これらの知見を踏まえ、指定等要請者は、ひまわりレシチンの組成を表3のとおりとしている(参照7) 【補足資料本体】。このうち、リン脂質が主成分、リン脂質以外が主成分以外の成分と考えられる。

¹本文中に用いられた略称については、別紙1に名称等を示す。

²アセトン可溶物は、中性脂肪(トリグリセリド)及び遊離脂肪酸より構成されるとされている。

1 表1 ひまわりレシチンの組成

2 脂質	3 リン脂質	4 47%
	糖脂質	10%
	中性脂肪	36%
	遊離脂肪酸	1%
炭水化物		5.5%
水分		0.5%
合計		100%

1
2 Salas ら (2006) 及び Selmair ら (2009) の報告によれば、ひまわりレ
3 シチンを含むレシチンに含まれる糖脂質には、グリセロ糖脂質であるモノガ
4 ラクトシルグリセリド、ジガラクトシルジグリセリド、スルホキノボシリジ
5 グリセリドがあるとされている。(参照 10) 【補足資料 4】

6
7 Nieuwenhuyzen & Tomás (2008) の報告によれば、ひまわりレシチンに
8 含まれる遊離脂肪酸は、パルミチン酸、ステアリン酸、オレイン酸、リノ
9 ル酸、リノレン酸があるとされている。(参照 8) 【4】

10
11 指定等要請者によれば、ひまわりレシチンに含まれる炭水化物は、スタキ
12 オース、ラフィノース、スクロースであるとされている。(参照 7) 【補足
13 資料本体】

14 4. 分子式、分子量

15 指定等要請者によれば、ひまわりレシチンは化学的純物質ではなく、複数の
16 成分から構成される物質であるため、分子式、分子量を特定することはでき
17 ないとされている。(参照 2) 【本体】

18 5. 性状等

19 指定等要請者によれば、添加物「ひまわりレシチン」の成分規格案は、我が
20 国で使用が認められている既存添加物「植物レシチン」等の食品衛生法に基づ
21 く成分規格と同様に、含量を設定せず、性状として「本品は、白～褐色の粉末
22 若しくは粒、淡黄～暗褐色の塊又は淡黄～暗褐色な粘稠な液状の物質で、わざ
23 かに特異なにおいがある。」とされている。(参照 2、11) 【本体】

24 指定等要請者によれば、本品の製造方法案について、上述の Nieuwenhuyzen
25 & Tomás (2008) の報告をもとに、「溶剤（ヘキサン等）で抽出したひまわり
26 油に水（1～3%程度）を 50～70℃程度で添加し攪拌すると、レシチンを含むガ
27 ム質がスラッジ状となって沈降する。このガム質からレシチンを分離し、製品
28 とする」とされている。また、この製造方法案は「食品、添加物等の規格基準
29 E 製造基準」に合致するものとされている。(参照 2、5) 【本体、4】

6. 同種の添加物について

添加物「ひまわりレシチン」は我が国での使用は認められていない。現在、
我が国で既存添加物として使用が認められているレシチンは表 4-2 の 5 種類である。
食品添加物公定書解説書第七版（1999）によれば、乳化剤としてマーガリン、チョコレート、アイスクリーム類、パン・ビスケットなどに使用されているとされている。（参考 2、12、13）【本体、2】

上述の Nieuwenhuyzen & Tomás (2008) の報告によれば、ひまわりレシチン、ダイズレシチン及びアブラナレシチンの組成の比較は表 4-3 のとおりとされている。（参考 2、8-5）【本体、4】

Hollo ら (1993) の報告によれば、ひまわりレシチンとダイズレシチンには界面活性、リン脂質の構成に大きな違いはないとされている。（参照 14）【18】

表 4-2 我が国で使用が認められているレシチン類の一覧

添加物	定義
植物レシチン	アブラナ又はダイズの種子から得られた、レシチンを主成分とするものをいう。
卵黄レシチン	卵黄から得られた、レシチンを主成分とするものをいう。
分別レシチン	植物レシチン又は卵黄レシチンから得られた、スフィンゴミエリン、ホスファチジルイノシトール、ホスファチジルエタノールアミン及びホスファチジルコリンを主成分とするものをいう。
酵素処理レシチン	植物レシチン又は卵黄レシチンから得られた、ホスファチジルグリセロールを主成分とするものをいう。
酵素分解レシチン	植物レシチン又は卵黄レシチンから得られた、ホスファチジン酸及びリゴレシチンを主成分とするものをいう。

表 4-3 ひまわりレシチン、ダイズレシチン及びアブラナレシチンの組成の比較

リン脂質含有量	ひまわりレシチン	ダイズレシチン	アブラナレシチン
	47%	47%	46%
P C	16%	15%	17%
P E	8%	11%	9%
P I	14%	10%	10%
P A	3%	4%	4%
その他	6%	7%	6%
その他の成分 (脂肪酸等)	53%	53%	54%

7. 評価要請の経緯

JECFA (1974) によれば、レシチンは、ヒトの全ての細胞に必要な成分であるとされている。（参照 15）【5】

「レシチン その基礎と応用」(1991) によれば、特にレシチンの含量の多

い天然由来の食品として、卵、肝臓、大豆、小麦胚芽、肉類、チーズ及び、魚、小麦、落花生及び米があげられるとされている。(参照 6) 【24】

上述の Nieuwenhuyzen & Tomás (2008) の報告によれば、ハンガリー、ウクライナ、フランス等のいくつかの欧州諸国及びアルゼンチンでは製油用として、ひまわりレシチンの製造を含むひまわり油の加工が増加しているとされている。(参照 8-5) 【4】

Food Chemical Codex (7th edition)においては、添加物「レシチン」は、「レシチンは大豆及び他の植物から得られる」と定義されている。(参照 1-6) 【8】

また、1979 年に FDA は、添加物「レシチン」について、「大豆油、とうもろこし油、サフラワー油の精製によって得られる複雑な混合物」として GRAS (Generally Recognized As Safe: 一般に安全と認められる) 物質と評価し、1983 年に一般食品への添加を認めている(参照 1-7、1-8) 【7、9】。2008 年に指定等要請者は、添加物「ひまわりレシチン」について、添加物「レシチン」との組成比較や、ひまわり種及びひまわり油の毒性等に基づいて GRAS 物質であることを自己認証し、FDA に届け出たとしている。(参照 2、1-9)

【本体、10】

EU では、添加物「レシチン」が、「動植物を物理的加工により得られたリノ脂質画分を含む混合物」と定義され、基原が特定されておらず、ひまわりレシチンを含めて使用が認められている。(参照 2-0) 【12】

今般、添加物「ひまわりレシチン」について、厚生労働省に添加物としての指定及び規格基準の設定の要請がなされたことから、厚生労働省は、添加物の指定及び規格基準の設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものである。(参照 1) 【委員会資料】

なお、添加物「ひまわりレシチン」については、指定等要請者においては、「添加物に関する食品健康影響評価指針」(2010 年 5 月食品安全委員会決定)(以下「指針」という) 及び「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」(平成 8 年 3 月 22 日衛化第 29 号厚生省生活衛生局長通知)(以下「平成 8 年厚生省ガイドライン」という。) に基づき、「当該食品添加物が食品常在成分であるか又は食品内若しくは消化管内で分解して食品常在成分になることが科学的明らかな場合」として、毒性に関する資料の添付が一部省略されて資料の整理が行われている。(参照 2-1)

1
2 8. 添加物指定の概要

3 厚生労働省は、食品安全委員会の食品健康影響評価結果の通知を受けた後に、
4 添加物「ひまわりレシチン」について、添加物としての指定の可否及び規格基
5 準の設定について検討するとしている。なお、使用基準は設けないこととして
6 いる。（参照1）【委員会資料】

7
8 II. 一日摂取量の推計等

9 1. 我が国における一日推定摂取量及び耐容上限量

10 添加物「ひまわりレシチン」は我が国で未指定であるため、我が国における
11 摂取量データはない。

12 「レシチン その基礎と応用」（1991）における引用によれば、Fujita &
13 Suzuki（1989）は、我が国において、成人で 1~4 g/人ヒト/日のリン脂質を
14 摂取しているとしている。（参照6）【24】

15 指定等要請者による生産量統計を元にした計算結果によれば、添加物「植物
16 レシチン」の合計量（製造量+輸入量）は 3,922 t/年であり、平成 21 年の日本
17 の人口 128 百万人及び 365 日/年で除すると、0.08 g/人/日となるとされている。
18 しかし、添加物「植物レシチン」は輸入される食品にも使用されており、生産
19 量統計を基にした計算値では不十分とされている。（参照2）【要請資料本体】

20 また、Ishinaga ら（2005）の報告によれば、我が国において 1.6±0.9 g/人
21 ヒト/日のレシチンリン脂質を摂取していたとされている。指定等要請者によ
22 れば、このようにレシチンは一般の食材に含まれており、添加物「レシチン」
23 の摂取量及びこれと同様になると予測される添加物「ひまわりレシチン」の摂
24 取量はこれらより低くなると予想されるとされている。また、添加物「ひまわ
25 りレシチン」は添加物「レシチン」の使用量と同様となることが推測されると
26 から、添加物「ひまわりレシチン」の一日摂取量は 1.6±0.9 g/人ヒト/日と
27 推計されている。（参照6-2 2）【2425】

28 本専門調査会としては、添加物「ひまわりレシチン」の摂取量が添加物「レ
29 シチン」と同様になると推測のもと、推計値が過小にならないよう留意し、
30 添加物「ひまわりレシチン」の一日摂取量は 1.6±0.9 g/人/日と考えた。

31 2. 海外における使用量

32 JECFA（1974）における一日摂取量の推計によれば、食品中に含まれるレ

シチンの一日摂取量は 1~5 g/人/日とされている。 (参照 15) 【5】

III. 安全性に係る知見の概要

1. 体内動態

「レシチン その基礎と応用」(1991)によれば、リン脂質は膵臓から分泌される膵液中の酵素(ホスホリパーゼ)及び胆汁酸等により加水分解され、生体内に取り込まれるとされており、また、種々の動物では、摂取したリン脂質(ホスファチジルコリン)の 3%しか糞中へ排泄されないとされている。(参照 6)【19】

分子細胞生物学辞典 第 2 版によれば、腸管に分泌されて食餌中のリン脂質の消化に関わるのはホスホリパーゼ A2 のアイソザイムのうち、IB であるとされている。(参照 23)【追加】

「からだの構造と機能」(1998)によれば、レシチンの構成成分であるトリグリセリドはリパーゼによってモノグリセリドになり、脂肪酸が切り離され、リン脂質も膵臓の酵素によって分解されるとされている。モノグリセリド、脂肪酸、油脂に含まれるコレステロール、リン脂質等、脂溶性のビタミン類は胆汁酸の作用によって小粒子状のミセルを形成し、小腸粘膜と接触が可能となり、微絨毛纖毛の間に入り込み吸収されるとされている。(参照 24)【23】

「レシチン その基礎と応用」(1991)によれば、リン脂質は膵臓から分泌される膵液中の酵素(ホスホリパーゼ)、及び胆汁酸等により、加水分解され、生体内に取り込まれるとされており、また、種々の動物では、摂取したリン脂質(ホスファチジルコリン)の 3%しか糞中へ排泄されないとされている。(参照 6)
【19】

以上を踏まえ、添加物「ひまわりレシチン」について、指針及び平成 8 年厚生省ガイドラインにおける「消化管内で分解して食品常在成分になることが科学的に明らかである場合」に該当するかどうかについて、以下のとおり整理した。

① 食品添加物の通常の使用条件下で、当該物質が容易に食品内又は消化管内で分解して食品常在成分と同一物質になること。

指定等要請者は、ひまわりレシチンに含まれるリン脂質、糖脂質、中性脂肪(トリグリセリド)、脂肪酸及び炭水化物は、天然のひまわり種子中に常在する成分であることから、①の事項が満たされるとしている。(参

1 照7) 【補足資料本体】本専門調査会としては、ひまわりレシチンがひま
2 わり種子と同一の構成成分であることに加えて、ひまわりレシチン構成成
3 分のうち、リン脂質、糖脂質、中性脂肪が消化管内で分解を受けて生じる
4 遊離脂肪酸、リゾリン脂質、ガラクトシルグリセロールについても食品中
5 の常在成分であることから、①の事項が満たされると考えた。

6 及び

- 7 ② 食品内又は消化管内での分解に関わる主要な因子（pH、酵素等）が明らか
8 であること。

9 指定等要請者は、上述の「からだの構造と機能」(1998)、「レシチン その
10 基礎と応用」(1991)、「食物繊維 基礎と応用」(1982)に基づき、ひま
11 わりレシチンの主成分であるリン脂質については、天然のひまわり種子中
12 の常在成分であり、小腸において胆汁酸存在下に膵臓から分泌される膵液
13 中の酵素(ホスホリパーゼ)及び胆汁酸等により加水分解され、生体内に取
14 り込まれるとしている。こと、リン脂質は細胞膜を構成する成分であるため、人間の体内に常在すること、また、他の成分である中
15 性脂肪及びスクロースは体内で分解、吸収され、脂肪酸は、代謝を受けずに吸
16 収されるとしている。消化管内でグリセロ糖脂質のアシル基が加水分
17 解されて生じた遊離脂肪酸は速やかに吸収され、また、脱アシル化物(ガ
18 ラクトシルグリセロール)は小腸内で生成後、下部消化管において腸内細
19 菌により分解されるとしている。オリゴ糖(スタキオース、ラフィノース)
20 は、小腸においてほとんど消化されず、腸内細菌によって短鎖脂肪酸やガ
21 スに代謝されるとしている。

22 ~~トリグリセリド、脂肪酸、多糖類は通常の過程で、体内で分解、吸収さ
れるとしている。~~以上より、指定等要請者は、添加物「ひまわりレシチン」
23 について、①、②の事項が確認される満たされるとしている。(参照2、
24 6、7、2423、25、26) 【本体、19、補足資料本体、23、補足資
25 料5、補足資料7】

- 26 ③ 食品添加物の通常の使用条件下で適正な量を使用した場合、当該食品添加
27 物の体内への吸収が食品成分と同程度であり、他の栄養成分の吸収を阻害
28 しないこと。

29 指定等要請者は、上述の「レシチン その基礎と応用」(1991)に基づ
30 き、摂取した脂質の消化過程において、肝臓で合成され、胆汁酸と共に
31 分泌されるホスファチジルコリンの量は1日当たり7~22gであり、これ
32 と比べ食品として摂取するレシチン由来のリン脂質に比べてはるかに少
33 ない多いとしている。また、ひまわりレシチンの摂取による各成分の摂取量
34 は、ひまわりレシチンの一日摂取量が1.6±0.9g/人/日と考えられているこ
35 とから、中性脂肪はその4割程度の0.2~0.6g、糖脂質はその1割程度の

1 0.06~0.26 g、炭水化物はその 5%程度の 0.04~0.14 g であり、食品より摂
2 取される量より少ないと考えられるとしている。 したがって、ひまわりレ
3 シチンを食品添加物として摂取しても腸管内のリン脂質に大きな変動は
4 ないことから、他の栄養成分の吸収を阻害することはないと考えられ、③
5 の事項が満たされる確認されるとしている。(参照 2、6、7)【本体、19、
6 24、補足資料本体】

- 7
- 8 ④ 摂取された食品添加物の未加水分解物又は部分加水分解物が大量に糞便中
9 に排泄されないこと。更に、未加水分解物又は部分加水分解物が生体組織
10 中に蓄積しないこと。

11 指定等要請者は、上述の「レシチン その基礎と応用」(1991)に基づ
12 き、種々の動物では、摂取したリン脂質(ホスファチジルコリン)の 3%
13 しか糞中へ排泄されないとされていること及びリン脂質が体内の常在成分
14 であることから、リン脂質以外の成分の摂取量は食品からの摂取と比較し
15 低いと考えられ、④の事項が満たされる確認されるとしている。(参照 2、
16 6、7)【本体、19、補足資料本体】

17 本専門調査会としては、指定要請者の説明に加えて、リン脂質は消化管
18 で大半が分解され、生成する脂肪酸やリゾリン脂質は体内に吸収されたの
19 ちに、生体内の代謝経路で処理されることから、未加水分解物又は部分加
20 水分解物が大量に糞便中に排泄されたり、未加水分解物又は部分加水分解
21 物が生体組織中に蓄積することはないと考えた。

- 22
- 23 ⑤ 食品添加物を使用した食品を摂取したとき、当該食品の主成分の過剰摂取
24 の問題が起きないこと。

25 指定等要請者は、添加物「ひまわりレシチン」は、成分が食品常在成分
26 であること、推定一日摂取量が 1.6±0.9 g/人/日より少ない量であると考え
27 られることから、レシチンとして JECFA において評価されており、欧州
28 を中心に使用基準を設定されずに使用されていることから、過剰摂取によ
29 り重大な問題が起こることとは考えにくいとしている。ただし、油脂の過
30 剰摂取が健康被害をもたらすように、極度な過剰摂取を行った場合、人体
31 に影響が起ることも考えられる。以上より、指定等要請者は、添加物「ひ
32 まわりレシチン」について、⑤の事項が満たされる確認されるとしている。

33 (参照 2、7、27、28) 【本体、補足資料本体、11、13】

34

35 以上より、本専門調査会としては一、ひまわりレシチンが指針における「消
36 化管内で分解して食品常在成分になる事が科学的に明らかである場合」に該当
37 すると判断した。

1 2. 毒性

2 上述のとおり、添加物「ひまわりレシチン」については、指針及び平成 8 年
3 厚生省ガイドラインに基づく「当該食品添加物が食品常在成分であるか又は食
4 品内若しくは消化管内で分解して食品常在成分になることが科学的に明らかな
5 場合」として、毒性に関する資料の添付が一部省略され、遺伝毒性及びげっ歎
6 類の 28 日間反復投与毒性の試験成績並びに JECFA の評価書のみが指定等要請
7 者から提出されている。

9 (1) 遺伝毒性

10 a. 遺伝子突然変異を指標とする試験

11 指定等要請者委託試験報告（2011）によれば、添加物「ひまわりレ
12 シチン」の細菌 (*Salmonella typhimurium* TA98、TA100、TA1535、
13 TA1537 及び *Escherichia coli* WP2uvrA) を用いた復帰突然変異試験
14 (最高濃度 5 mg/plate) が実施されており、代謝活性化系の有無にかか
15 わらず、復帰突然変異コロニー数の用量依存性のある 2 倍以上の増加は
16 認められず、遺伝子突然変異誘発作用はなかったとされている。（参照
17 29）【21】

19 b. 染色体異常を指標とする試験

20 指定等要請者委託試験報告（2011）によれば、添加物「ひまわりレ
21 シチン」についての CHL/IU (チャイニーズ・ハムスター培養細胞) を
22 用いた染色体異常試験 (最高濃度 5 mg/ml) が実施されており、代謝活
23 性化系の有無にかかわらず、構造異常及び倍数性異常出現率の増加は認
24 められず、陰性であったとされている。（参照 30）【22】

26 以上のとおり、添加物「ひまわりレシチン」については、ガイドラインに
27 規定された最高用量まで実施された試験において、遺伝子突然変異誘発性及
28 び染色体異常誘発性のいずれも認められていない。したがって、添加物「ひ
29 まわりレシチン」には、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないものと
30 考えられた。

32 (2) 急性毒性

33 上述のとおり、指定等要請者より急性毒性に関する試験成績は提出されて
34 いない。

36 (3-2) 反復投与毒性

37 指定等要請者委託試験報告（2011）の報告によれば、SD ラット（雌雄各
38 群 6 匹）に、添加物「ひまわりレシチン」（オリーブ油を溶媒として、0、250、

500 及び 1,000 mg/kg 体重/日) を 28 日間連日経口投与した試験が実施されている。その結果、投与期間中のいずれの投与群においても、死亡は認められず、一般状態、体重及び摂餌量にも異常は認められなかつたとされている。血液学的検査においては、1,000 mg/kg 体重/日投与群の雌雄で網状赤血球の比率及び数の高値が認められたとされている。指定等要請者は、関連する赤血球系パラメーターに変動はなく、病理組織学的検査においても骨髄に変化がないことから、毒性学的意義がないとしている。1,000 mg/kg 体重/日投与群の雄では、血液生化学的検査においてクレアチニン量の高値、尿検査においてナトリウム排泄量の高値とカリウム及びクロール排泄量の高値傾向、器官重量において腎相対重量の低値が、それぞれ認められたとされている。指定等要請者は、これらの変化について、軽微な変動であり、尿量増加傾向や体重増加傾向の影響を受けた可能性もあることから、いずれも偶発的なものとしている。その他の群についての血液生化学的検査、尿検査及び病理学的検査、また、全群についての眼科学的検査においては、いずれも、軽微な変化が散見されたが、被験物質投与による異常と認められなかつたとされている。以上より、指定等要請者は、添加物「ひまわりレシチン」の NOAEL を雌雄共に最高用量の 1,000 mg/kg 体重/日を超える量としている（参照 31）

【20】。本専門調査会としては、1,000 mg/kg 体重/日投与群の雌雄における網状赤血球增加について、指定等要請者の見解を是とし、毒性学的意義に乏しいものと判断した。また、1,000 mg/kg 体重/日投与群の雄における各種変化については、指定等要請者の見解に加えて、腎の絶対重量に変化がなく、関連する病理組織学的变化もないことから、同様に毒性学的意義に乏しいものと判断した。さらに、その他に散見された諸変化についても、指定等要請者の見解を是とし、毒性学的意義に乏しいものと判断した。以上より、本専門調査会としては、本試験における NOAEL を、雌雄共に最高用量である 1,000 mg/kg 体重/日であるものと判断した。

(4) 発がん性

~~上述のとおり、指定等要請者より発がん性に関する試験成績は提出されていない。（参照 2）【本体】~~

(5) 生殖発生毒性

~~上述のとおり、指定等要請者より生殖発生毒性に関する試験成績は提出されていない。（参照 2）【本体】~~

(6-3) ヒトにおける知見

JECFA (1973) における引用によれば、Atzler & Lehmann (1937) は、ヒトに 22~83 g/日のレシチンを投与したところ、予期せぬ反応有害事象は認

められなかつたとしている。(参照 15) 【5】

JECFA (1973) における引用によれば、Merrill (1959) は、ヒトに数ヶ月にわたりレシチンを大量摂取させたところ、血清コレステロールの低下が頻繁に認められたとされている。(参照 15) 【5】

IV 国際機関等における評価

1. JECFAにおける評価

1974年、JECFA は添加物「レシチン」を「通常、食品用途向けとして、油糧種子、特に大豆から調製される」と定義し、評価を行っている。評価の結果、レシチンは通常食品添加物として使用される物質に求められるほどの毒性試験が行われていないが、レシチンの栄養学的、臨床学的経験は試験データの不完全性を補完するのに十分であると考えられ、ヒトを被験者とした観察が多く行われているため、動物実験から安全な摂取量を計算する必要は無いと考えられ、ひまわりレシチンを含めてレシチンについて、「ADI を特定しない」としている。(参照 32) 【6】

2. 米国における評価

1979 年に FDA は、添加物「レシチン」について、「大豆油、とうもろこし油、サフラワー油の精製によって得られる複雑な混合物」として GRAS (Generally Recognized As Safe: 一般に安全と認められる) 物質と評価している (参照 17、18)。2008 年に指定等要請者は、添加物「ひまわりレシチン」について、添加物「レシチン」との組成比較や、ひまわり種及びひまわり油の毒性等に基づいて GRAS 物質であることを自己認証し、FDA に届け出たとしている。(参照 1、19) 【10】

V. 食品健康影響評価

1 別添 食品添加物が食品内又は消化管内で分解して食品常在成分となることを確認する場合の検討事項（平成8年厚生省ガイドライン 表2より）

1. 食品添加物の通常の使用条件下で、当該物質が容易に食品内又は消化管内で分解して食品常在成分と同一物質になること。
2. 食品内又は消化管での分解に関わる主要な因子（pH、酵素等）が明らかであること。
3. 食品添加物の通常の使用条件下で適正な量を使用した場合、当該食品添加物の体内への吸収が食品成分と同程度であり、他の栄養成分の吸収を阻害しないこと。
4. 摂取された食品添加物の未加水分解物又は部分加水分解物が大量に糞便中に排泄されないこと。更に、未加水分解物又は部分加水分解物が生体組織中に蓄積しないこと。
5. 食品添加物を使用した食品を摂取したとき、当該食品の主成分の過剰摂取の問題が起きないこと。

4
5

1 <別紙1：略称>

略称	名称等
CHL/IU	チャイニーズ・ハムスター培養細胞
EU	European Union : 欧州連合
GRAS	Generally Recognized As Safe : 一般的に安全とみなされる
JECFA	Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives : FAO/WHO : 合同食品添加物専門家会議
PA	Phosphatidic Acid : ホスファチジン酸
PC	Phosphatidylcholine : ホスファチジルコリン
PE	Phosphatidylethanolamine : ホスファチジルエタノールアミン
PI	Phosphatidylinositol : ホスファチジルイノシトール

2
3

1 <参照>

- ¹ 厚生労働省、「ひまわりレシチン」の添加物指定及び規格基準設定に関する食品健康影響評価について、第426回食品安全委員会（平成24年4月5日）【委員会資料】
- ² カーギルジャパン(株)、食品添加物の指定要請添付資料 ひまわりレシチン、2012年2月22日【要請資料本体】
- ³ Scholfield CR: Composition of Soybean Lecithin. J Am Oil Chem Soc. 1981; 58(10): 889-92 【15】
- ⁴ Cabezas DM, Diehl EK and Tomás MC: Sunflower Lecithin: application of a Fractionation Process with Absolute Ethanol. J Am Oil Chem Soc. 2009; 86:189-96 【16】
- ⁵ ~~Nieuwenhuyzen WV and Tomás MC: Update on vegetable lecithin and phospholipid technologies. Eur.J.lipid Sci.Technol.2008; 110: 472-86~~ 【4】
- ⁶ 萩田 衛: レシチン その基礎と応用. 幸書房 1991; pp.4-5, 102-53, 101-108
【14、19、24】
- ⁷ カーギルジャパン(株)、ひまわりレシチンの補足資料提出依頼に関する調査結果、2012年11月29日【補足資料本体】
- ⁸ Nieuwenhuyzen WV and Tomás MC: Update on vegetable lecithin and phospholipid technologies. Eur.J.lipid Sci.Technol.2008; 110: 472-86 【4】
- ⁹ 食品環境検査協会、試験成績証明書（ひまわりレシチンの第8版食品添加物公定書「レシチン」の規格基準値測定法に基づく分析結果）、平成22年10月18日【17】
- ¹⁰ Salas JJ, Martinez-Force E, Garces R: Accumulation of Phospholipids and Glycolipids in Seed Kernels of Different Sunflower Mutants (*Helianthus annuus*). JACOS, 2006; 83(6): 539-45 【補足資料4】
- ¹¹ 厚生労働省、第八版食品添加物公定書、2007
- ¹² 既存添加物名簿（平成八年四月十六日厚生省告示第百二十号）
- ¹³ 鈴木郁生、野島庄七、谷村顕雄 監修: 第7版食品添加物公定書解説書 レシチン. 廣川書店、東京 1999; D-1487-8 【2】
- ¹⁴ Hollo J, Peredi J, Ruzics A, Jeranek M and Erdelyi A: Sunflower Lecithin and Possibilities for Utilization. The American Oil Chemists' Society 1993, 70(10)— 【18】

-
- ¹ 5 Lecithin. In WHO(ed.), Food Additives Series 5, Safety evaluation of certain food additives, prepared by the seventeenth report of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives (JECFA), Geneva, 25 June-4 July 1973, WHO, Geneva, 1974 【5】
- ¹ 6 Lecithin. In Institute of Medicine of the National Academies (ed.), Food Chemicals Codex 3rd edition, National Academies Press, 1981; 166-7, Food Chemicals Codex 7th edition, National Academies Press, 2010-2011; 571-2 【8】
- ¹ 7 Database of Select Committ on GRAS Substances (SCOGA) Reviews: Lecithin. Report No.106, 1979 【9】
- ¹ 8 The Code of Federal Regulations, Title 21 (Food and Drug), Chapter 1, FDA 21CFR§ 184.1400Lecithin 【7】
- ¹ 9 Expert panel report concerning the generally recognized as safe(GRAS) status of sunflower lecithin for use in foods. November 14; 2008 【10】
- ² 0 European Parliament and Council of the European Union: Commission Directive 2008/84/EC, E 322 LECITHINS. Official Journal of the European Union, 20.9.2008 【12】
- ² 1 厚生省, 食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について (平成 8 年 3 月 22 日衛化第 29 号)
- ² 2 Ishinaga M, Ueda A, Mochizuki T, Sugiyama S and Kobayashi T: Cholesterol Intakes Is Associated with Lecithin Intake in Japanese People. The American Society for Nutritional Sciences J Nutr, 2005; 135: 1451-5 【25】
- ² 3 東京科学同人 : 分子細胞生物学辞典 第 2 版 2008 ; 841 【追加】
- ² 4 A. シエフラー、S. シュミット編 : からだの構造と機能. 西村書店 1998 ; p. 266 【23】
- ² 5 菅原達也 : 糖脂質の消化管吸収と栄養生理機能に関する研究. 日本栄養・食糧学会誌 2007 : 60(1); 11-7 【補足資料 5】
- ² 6 日本食物纖維学会 : 食物纖維/基礎と応用. 第一出版 1982 ; 80-89 【補足資料 7】
- ² 7 海外における最終製品へのひまわりレシチンの使用状況 : 米国 (指定等要請者作成資料) 【11】

-
- 28 海外における最終製品へのひまわりレシチンの使用状況：フランス、ドイツ、イギリス（指定等要請者作成資料）【13】
- 29 (株)イナリサーチ：最終報告書 ひまわりレシチンの細菌を用いる復帰突然変異試験 FJ10374（2010年12月29日），(カーギルジャパン（株）委託試験)【21】
- 30 (株)イナリサーチ：最終報告書 ひまわりレシチンの哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験 FJ10375（2011年1月19日）。（カーギルジャパン（株）委託試験)【22】
- 31 (株)イナリサーチ：最終報告書 ひまわりレシチンのラットにおける28日反復経口投与毒性試験 FJ10376（2011年3月30日）。（カーギルジャパン（株）委託試験)【20】
- 32 Lecithin, prepared at the 41st JECFA (1993). In FAO (ed.), Food and Nutrition Paper 52 add 2; 1993. 【6】